

参議院建設委員会會議録第五号

昭和三十八年二月十四日(木曜日)

午前十時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 木村福八郎君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿蔵君
徳永 正利君

委員

岩沢 忠恭君
熊谷太三郎君
田中 清一君
増原 恵吉君
三木興吉郎君
瀬谷 英行君
田中 一君
中尾 辰義君
村上 義一君

國務大臣

建設大臣 河野 一郎君

政府委員

首都圏整備委員会事務局長 關盛 吉雄君
北海道開発庁総務監理官 小島要太郎君

北海道庁

政也君

建設政務次官

松澤 雄蔵君

建設大臣官房長

山本 幸雄君

建設省計画局長

町田 充君

建設省都市局長

谷藤 正三君

建設省河川局長

山内 一郎君

建設省道路局長

平井 學君

建設省住宅局長

前田 光嘉君

建設省官署局長

建部 仁彦君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の會議に付した案件

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査
(建設行政の基本政策に関する件)
(昭和三十八年度建設省関係予算に關する件)

○委員長(木村福八郎君) ただいまより建設委員会を開会いたします。建設事業並びに建設諸計画に關する調査を議題といたします。
本日は、去る七日聴取いたしました河野建設大臣の建設行政の基本政策及び昭和三十八年度建設省関係予算に關し質疑を行ないます。御質疑のある方は順次御発言願います。

○田中一君 私はこの際、三十八年度の予算を審議するにあたりまして、一應建設大臣の所信の表明は何いまして、けれども、その中で總括的に、予算の個々の問題については予算の分科会でもお伺いしたいと思ひますけれども、總括的に建設大臣の態度についてお伺いしたいと思ひます。建設大臣が就任以來もう半年になります。相当意欲的な政策を発表され、かつまた、行動的な大臣としての職務に携わっていらつしやる点については、これは尊敬します。率直に尊敬します。あなた

が、まあ自民党内の派閥といつてはおかしくありませんけれども、少なうとも国民に向かつて前向きな態度で数々の行動をしている点につきましては

は、世論もこれを承知しているものと考へております。したがつて、その点は尊敬いたします。しかし、あなたに最初伺いたいのは、まあ長い十数年の自民党政権のうちに、大体において一年ないし長くて一年半、二年が最高の在職期間であるように、慣行かどうか存じませんが、そういうことになつてゐるらしく見受けられますけれども、この国会が過ぎましてから、大体地方選挙も済み、国会が終わつた晩には、閣僚の入れかえが行なわれておりますけれども、あなた自身としては、もっと強い意欲で次期の、第何回になりますか、池田内閣あるいは河野内閣になるかもしらぬけれども、そういう形の仕事を引き続きやつていくという決意があらうのかどうか、その点を最初に伺つておきます。

○國務大臣(河野一郎君) 私は、御承知のとおり自分で自分の立場をきめるわけに参りません。私自身としては非常に強い意欲をもつて建設大臣を留任したいと思ひ存じております。

○田中一君 河野さんは総理大臣になるのが一番私にはうれしいと思ひわけです。しかし、総理大臣にならぬでも、これだけの実績というか、国民の歓迎を受けるという行政は、高く評価していいと思ひます。したがつて、総理大臣になることも、御自分の政治家としての希望でございませうけれども、まあ建設行政に対しては、大いにかんぱつていただくことを最初にお願いしておきます。

そこで、私はここであなたの就任以來、新聞の統計を見ましても、あなたの所信、あなたの写真が一番たくさん過去六カ月間出ております。なかなかいいと思ひます。しかし、それだけに責任政治を考へていらつしやる河野さんとしてはおそろしく、聞くところによりまして、官房長等が新聞会見をしちゃいかぬ、おれが全部指示するといふようなことをおっしゃつてゐるらしいので、これも非常に歓迎します。それは責任政治のあり方として当然な姿でありますけれども、それだけに、今まで発表されているあなたの意思というものは、あなたの政策というものは、必ず実行し得るという考へのもとに立つていらつしやると思ひます。したがつて、本年度の予算の上におきまして、相当なあなたの考へてゐる予算づけがなされたものと思ひますが、ここでずいぶんたくさんあるから、一つ一つの問題について、あなたに質問するわけにはいきませんが、大づかみに、今まで長い間の、戦前は別といたしまして、戦後におきましますところの建設行政のあり方が、相当大幅に変革されつつあるという事態について、三質問するものであります。

第一に伺いたいのは、施行の方法の問題であります。たとえば今まで仕事をやる場合には、直轄の仕事、それから請負によつてなされる仕事、こういう工合に分かれておられますけれども、大体の傾向としては、請負化が推進されておるように見受けられますが、こ

れは新聞等で見たのでありますし、また、確認しておりますが、これは河川局長あたりが一番知つておるものと思ひますから、わからぬことというよりは、あなたの耳に入らぬことは、河川局長から答弁してもらひますが、たとえば四十四ダムと記憶しておりますが、あそこで請負に仕事を outs 場合、今までのような実績、それから経験と申しますか実績、それから資格であるという、機械とか技術者とかいうものの条件を見ながら、何人かの指名競争入札によつて行なつておつたのが常道でありますけれども、あの際には、相当大幅にダムの建設の経験のないものが指名業者として、あなたの指示じやないと思ひますが、地建の局長あたりがそれを入れて、そうして入札を行なつてゐる。通例、今日の建設業界といふものは、談合によつて工事の取得をやつております。私、これは犯罪と思ひません。不正と思ひません。当然だと思ひます。しかしながら、初めから落札するといふ意欲のない者を形式に入れて、それであなたのねらつてゐるものが達成されると思ひません。現にダム・サイト地点の堰堤の工事等には、道路業者が相当大きく指名を受けて入札に参加してゐる。むろんこれらは逃げ札を出して逃げたおられます。そして鹿島建設が本命でありますから、当然これが受けておる。受けるのは当然これは力もあり、条件もいいから受けるのでありませうが、むろん中には辞退する者もあり、落ち

るところに落ちたという印象を受けるのでありますけれども、そういうところ、今までの慣行の是非は別として、どうもそういう既成の業者が指名に参加するというのがあつてはならぬと思つておられます。ことに北海道等におきまして、北海道開発局では公入札をもつて行なうというところを指示しております。何年度からは公入札で行なう。公入札に基づいて行なうことの妥当でないという点は、これはもう戦後の長い間の経験、歴史が物語っております。会計法上には明らかに公入札が原則になっておりますけれども、これは、今日の日本の各産業界の実態から見まして、そういうことは不可能である。したがつて、今日まで公入札をした例はありません。たとへば物件の払い下げ等におきましては、公入札制度をとつておりますけれども、これすら指定された業者が落札に参加するという現状でありまして、こういう点については、そういうことか

い問題はとおつしやるけれども、これはこまかい問題じゃないのです。三百五十万といわれておるところの建設労働者がその中でどういう形で賃金生活を営んでいくか見ますと、こういうことがないことが望ましいのです。したがつて、四十四田ダムにおける入札の際の建設大臣の指示、あるいは建設大臣が知っているのか知らないのか、あるいは地建において行なつておるところのもの、北海道開発局等、これは北海道から来ておりますね。北海道開発局が、公入札をもつて行なう、これが強い建設省からの指示だ、建設大臣の指示であるというふうな理解をして、それを強行しようとしている。これ

らの点について説明を願いたいと思つております。

○国務大臣(河野一郎君) 実は四十四田ダムですか、その入札について、世にいろいろな話のあることを私は聞いておりますが、私自身は、はなはだ不勉強でございますが、その内容も実はあまり心得ていないのでございます。ただ、総括的に私は大臣就任以来、この機会に明瞭にいたしたいと思つて、これは、従来A、B、C、D、それぞれグループがありますことは御承知のとおりであります。これを過去の実績によつて、その実績を尊重して、それぞれの工事の大小によつて指名をしておるといふようなことでありまして、私も、私は、二つの点を指示いたしました。第一は、Aグループに必ずあるBグループを加えて競争入札の指名をしない、そしてBグループに、もしくはBグループの場合にはCグループ、それぞ

責任がもしもありませんが、まだその段階まで勉強が足りないというのを申し上げるほかにないと思つて。ただ最近に至りまして、中小企業を育成する必要がある、さらに中小企業を育成するといふ意味合いにおきまして、中小企業の協同組合化を指示いたしております。これは、必ずしも協同組合法によつて、経過において協同組合法によるようなことになればよいわけであり、必ずしも初めからむずかしい協同組合法によつて組合を作つてやれといふところまでせぬでも、私機械を用い、その他の実力の持ちよりによつて、そして組合の力をつけて、小さなものが集まって大きな仕事に参加することができるとを認めてやるようにしなさいといふ、これらの点を入札の場合には指導しております。今の点につきましては、河川局長が来ておりますから、もし必要があれば説明をいたします。

それから北海道の場合は、公入札のお話でございますが、私入札につきましては、今の点を指導しただけでありまして、公入札の是非というところはまだ考えたことはございません。公入札すべしといふことを言つたことはありませんし、公入札をしちやいかぬといふところまで言つたことは、まだそこまでするまで研究しております。お話をとおして、非常にむずかしい問題でございます。先般鹿児島方面を旅行いたしましたときに、こゝしは暴風雨災害がないために、鹿児島方面は、これに關係する労働者が仕事がなく困つてゐる。したがつて、こういうときに、ひとつ別の意味の仕事はこの方面

に企画するようにという要請を受けたくらいであります。それらの点も配慮しつつ、仕事もしくはそれぞれ補助金の割当も考えていかなければ、さあ仕事だ、用事が急に起つたといふときに、やはり地元で労働者等の蓄積も必要であらうという点等も考えます。と、よほど広範に細心の注意を払つて仕事を進めていく必要があるといふことは考えておりますが、何分まだそういう点まで十分研究が行き届きませんので、詳細は事務局から、必要があれば説明いたさせます。

○政府委員(山内一郎君) 従来、請負にかけます場合に、どういふ業者を選定するかという点につきましては、建設省としては、非常に安全といふか、どこかの工事で実績が上がつたといふ、その実績を見まして、十分安全過ぎるぐらゐの指名をやつてきて参つたわけでございます。しかし、今度新しく河野大臣になられてから、できるだけ能力のありそうなもの、そういうものにできるだけそういう機会を与えるようにと、こういう先ほどの御方針、それからできるだけ数をふやすように、こういう御方針でございます。たゞ、たとえば四十四田で例をとりますと、従来ですと業者の五、六社ぐらゐといふのが例でございますが、そういう御方針で、いろいろ業者を、各地方で建設省以外のやりました工事の実績を調べまして、可能性のあるものを御案内のようになつて指名を上げたわけでございます。したがつて、十一か十二の業者を選んで指名をした、こういうふうな状況でございます。

○政府委員(小島要太郎君) 御承知のよう、北海道開発局は、北海道開発局の上級官庁といたしまして、この一般的な指揮監督をいたしておるわけでございますけれども、それぞれの事業の実施につきましては、北海道開発法に規定がございまして、あるいは建設省あるいは農林省あるいは運輸省と、それぞれの事業実施官庁が北海道開発局を指揮いたしておるわけでございます。したがつて、この入札の問題につきましては、開発局は建設省の御指揮のもとにやっておるわけでございますが、私も一般上級官庁といたしまして承知いたしております。ところで、この入札の問題につきましては、建設省としては、この予決令の改正等の問題がありまして、その法改正の問題が現地でも行なつて、その法規改正の趣旨を担当官によく知らしめるということ、昨年やつておりますが、その際に、公入札でございますが、その問題につきましては、これはその実行上、いろいろ微妙な点もあり、よく慎重にその方法等につきましては検討を要する、その上のごときはあるけれども、公入札の問題も検討しておる、やれる範囲においてはやつてみようかといふことを検討いたしておるということ、私どもは聞いておる次第でございます。これにつきまして、私も開発本庁といたしましては、何分これは北海道だけの問題じゃない、全国的に歩調をそろえてやるべき問題であると思われから、よく建設省と相談して、建設省の指示のもとにやるように、という一般的な注意を与えて参つておる次第でございます。

○田中一君 河川局長、四十四田ダムでもって道路専門業者を指名したとい

か何っておきたいのです。それでこれを不可抗力——大休令、双務契約になつておりますけれども、力によって双務的な明文を片務的なものに押しつけるというのが、今までのあなたの方のやり方なんです。この機会にどういう工合にするか、将来ともするか、ひとつ何っておきたいと思うのです。

○国務大臣(河野一郎君) 御承知のように政府、国鉄にいたしましたも、もっぱら全力をあげて排雪に努めまして、機械等の現地到着が早くもなされて、なかなか思うにまかせない経験者でございます。地建の局長でも、大層を上げて私にどなられるような場面もあつたくらいで、みずから経験者でございますから、どの程度に努力して、どういふことになつてゐるということ、よく知つてゐると思ひます。したがひまして、それぞれの現場におきまして、事情を十分に調査いたしましたして、事情やむを得ざるものは、天災であるとか何とかという解釈は別にいたしまして、これは情状十分に申しさくして、一々考慮してしかるべきものだ、これを一がいに天災の規定を当てはめて、こういう場合はいいんだと、これは分けましますことは、はなはだ適当でございますから、各業者が最善を尽くして御協力いただきまして、それでおくれるものにつきますして、事例ごとに別途考慮するということとは、もしもそういうことが従来やつてなければ、私は建設大臣として、そういうことを新しく考えることを、地建局に指示してしかるべきじゃなからうかと考えます。

○田中一君 そろそろいただきたいのです。しかし、大体地方の契約担当者

は、点をかせぐといふのか、何といふのかわからぬですが、えてしてそれを片務的に相手方に押しつけるという傾向がある。それを承知しなければ、この次お前のところは指名しないぞと言われると、業者は弱いものですから、どうしてもそれに従つちゃう、そういう例がある。大体そりです。したがつて、その点は通牒でも出したのですか、通牒でも出さうとするのですか。それらもまた結局雪害の一つなんです。現われた現象だけじゃなくて、間接的に雪害の一つなんです。したがつて河川局、営繕局、都市局、道路局等、現業に携わつてゐる局長が、そういうような建設大臣の考え方を徹底して下部に流すことができるかどうかという点を、ここでひとつだれか代表して明言して下さい。

○国務大臣(河野一郎君) それは建設大臣から……。私は工期をなるべく早めるということについては、常に非常にやかましく言つておるのであります。しつて申せば、今お話しになりました一番の責任者は私であるかもしれな思ひます。したがつて、私は相当辛く地建局長を奮勵いたしますから、それが下部の契約相手方、契約者には相当に辛く当たるようになっていくものかもしないと思ひます。しかし、必ずしも私は無理をいふものではないでございます。誠心誠意おやりになつて下さい。これはもうやむを得ないことでございます。たとへばボーリンググなどはいいながら、地盤が悪い所にぶつかつてそりして工期がおくれるとか何とかという場合もあり得ることであるし、また、まああるだらうと思ひます。それでひとり道路

だけの場合でなしに、建築の場合でもそれはあるのじゃないかと思ひます。要は、なるべく工期を短縮して投下資本の効率をよくするように願ふか願ふぬかの問題でございます。でございますから、急ぐことは急ぎますけれども、今回のようなこういう雪が降りまして、それで一方には豪雪対策も行ない、それからまた、それぞれの中小企業が製品の搬出ができないとか、もしくは工場が休んでおつて、これに對して逆にどう救済しようか、低利資金でも回そうかといふことさえ積極的に考へておるときでございますから、当然その期間、たとへば十五日にしろ、二十日間にしろ、おくれるといふことはやむを得ないことでございます。これは残余の日程において取り返すことができれば取り返していただければ一番けつこうでございます。できないものについて無理にしろといふようなことは、それが河川局であろうと、道路局であろうと、営繕であろうと、それぞれ建設省の契約の相手方について、そりい無理なことをしいるといふ考へは持つておりません。明言いたしておきます。

○田中一君 これは罰金を取ることですね、罰金をとつて支払金がぼんとはずされればどうにもならないのです。罰金というものは契約じゃない、一方的なものです。お前のところはこうであるから、取引先からぼんとはずしてくれば、しふしふでも判こを押さなくちゃならないことになる。これはまあそりいふことがないようにしていただきたいと思ひます。

それから直営方式と請負の問題について何いたしたいのですが、傾向としては

大体請負化、むろん、これは公共事業の増大から、ことにあなたが熱を入れている道路整備にしても、相当請負化をしなければならぬといふ事実は、これは認めざるを得ない。これはその反面、長い間内務行政、内務土木以来の二万数千人からの直轄工事を行なう労働者を抱いてゐるという現状、それから請負化をしても、大体書類等の扱いといふものは相当延びてゐるから、どのぐらいの範囲で今後請負化を進めていくか、あるいは現在抱いておりますところの直営の工事等もどの範囲で切りかえていくのか、現在まで、昨年の国会で、長い間下積みになつて、国家公務員でありながら国家公務員の扱いを受けなかつたといふあなたの末の部下を、大体において全部、そりじゃない定員、補助の職員にした、それらの諸君を一体どういふ工合に将来持つていくとするのか、まず大まかにその点だけを方針をお示し願ひたいと思ひます。

○国務大臣(河野一郎君) 建設省の仕事は幅広に拡大されて参ることは御承知のとおりであります。また、そりあらねばならぬと考へております。したがひまして、今回建設省設置法の一部を改正する法案も御審議をいただく考へておるわけです。地方建設局の整備も拡充していき、そりしてはおむね従来自分で仕事しておつた者を請負に回して、みずから監督指導者の立場にかわつていくべきだといふ建前をいきたい。そこで今お話の、二万数千人の諸君の立場をどうするかといふことになるわけでございますが、これらの諸君にも、まあお年をとつておられる人は直轄道路のあとの清掃とか、

監督とかいふふうに戻つていただく人も、できればひとつそりいふふうに戻つていただくこともけつこうでございます。いましやうし、若い人は監督者のほうにかわれるように勉強していただいで、かわつていただければ一番けつこうだと、相なるべくはそりいふ方向で多年の自分の経験を生かしてやれるようにならうにしたいと、一番けつこうだと。ただ現状において、現状を現状とおき維持していきといふような考へでなしに、もう少し若い人は積極的意欲を持つていただきまますならば、私は、新しく研修所等を拡充して、そりいふところでもつて勉強していただくことなんか一番いいのじゃないかと思ひます。そりいふ意欲の方が多くなつておれば、また相当の年配の方は、今言つておりました、今後直轄国道、実は一級、二級全部直轄にしていくといふふうを考へておりますから、これらの補修もしくは監督もしくは管理等の役目も十分ふやしていくことにもなるでしやうし、何らかの方法で、先ほども話がありましたが、戦後復興の仕事において直轄の仕事をやらざるを得ない立場で建設省が直轄に相当に手広くやつた、自分で機械を買ひ、自分で仕事をやらなければ、民間にその力がなかつた時代に発足したものは、順次民間が拡充して参り、民間が十二分に成長して参つた今日におきましては、当然私はそりあつていいのじゃないかと思ひます。したがひまして、これらの諸君の間に、民間の建設業者等にひとつ転出しようといふような意欲のおありの方は、これらの業者のほうにお願いすることも手じやないかといふことも、それぞれお話し合

いによつて、将来大いに発展的にひとつお考えいただくということになります。これは非常にしあわせだと思つております。これはひとつ、そういう意味において今の組合の幹部にも御指導いただけたら非常にけっこうじゃないか。私はその意欲を非常に強く持っているものでございまして、業界におきまして、当然受け入れられるにやぶさかでないだろうと私は思つてございしますが、どうかひとつそういう方向でいっていただくことをお願い申し上げます。

○田中一君 そうすると、現在請負化を進めるけれども、配置転換をして、新しい職場と新しい賃金体系に入れる、したがって、裏から言つて、現在の職員というものは一人も首にしないのだという前提に理解してよろしゅうございしますか。首にしないのだということ。

○国務大臣(河野一郎君) 私は、首にするとかしないとかいうより、今積極的に首を切つて処分してどうしようというところじゃないに、そういう方向にいきまして、仕事はなくなつてしまえば、御本人は、今申し上げるような、各自に御協力願えないということになりますと、そこに初めて、仕事もなくなるし、別のポストにかわる意欲もないというところになりますと、そういう問題が起つてくるのでございします。その前提として、私が今申し上げたような方向に御協力願えるということが一番望ましい姿であると考えております。

○田中一君 一つの例ですが、最上川の下流で今度直営を請負に切りかえるというので、一月三十日に百五十名で

すか、これは季節労働者と申しますか、十カ月雇用の労働者を首切つてゐるのです。これはそういう契約だから首切つたつてやむを得ぬじゃないか、納得すくじやないかと云われれば、それはやむを得ません。ただ従来北海道等でも行なつておるうちに、北海道等は積雪地でありますから、冬期は仕事はできない。大体において十カ月雇用の形式をとつて、二カ月間は、二月、三月は失業保険でもつて生活をしてもらひ、そして四月一日からまたあらためて十カ月雇用の契約を結ぶという形式を一昨年ですか、昨年からとつてきているのです。ちょうど六カ月の失業保険がもらへるという時期になればよろしいけれども、そうでない人はこの失業保険がもらへないわけですね。それで北海道等は、御承知のように、仕事に相当今度は増大しておりますけれども、なかなか地元業者だけでは間に合いません。そういう場合には、それらの労働者をほんとうに救われるという姿が一番望ましい。大体において今お話のあった定員法上の職員、直営工事をを行なう職員が退職なり死亡なりして定員減になった場合には、そのまま充足しないで、まあ新卒等、経験よりも学校を出た者を採用するというところもあり得るでしょうが、全部それらはそれらとして、配置転換とか、あるいは話し合ひとかというようなことを持たないのが今までの現状だったと思うのです。酒田の下流工事事務所の場合でも、話し合ひにも応じない。それから酒田の市長があつてを——これは社会問題ですからあつてを——これはさういふ面を求めても、工事事務

所長は会わない。これは一つの例ですが、こういう等々のことがあつたというのには、建設大臣の考えたような気が持たない。一昨年から昨年にかけて建設省の職員を十数名首を切つたのは、これは首を切つた理由はあつたのでしょ。私は存じませんが、でも、そういう理由があつて首を切つたのでしょ。うが、それらは今、人事院に提訴してゐるさうです。それが今後どう発展するか存じませんが、少なくとも建設大臣がそういう意思を持ち、かつまた、建設研究所を大学校にして、さうして配置転換のための再教育等も行なうというふうな意欲があるならば、やはり話し合ひをする場が作られなければならぬと思つてゐます。私は、建設大臣にも再三それらの不安に思つておる職員との話し合ひの場を持つてと思つて、官房長あたりによく言ひますが、山本官房長は、これは前身が警察だからというわけではないけれども、なかなかだめです。そんなことじゃだめなんです。私は河野さんが官房出身でないという非常な魅力と非常な期待とを持つておる。といつて、山本さんが建設省の官房長になつたから、何も警察権を行使されておるわけではなくいでしょうが、えてして、そこにもものをもつてきてものを解決しようという傾向があると思つてゐる。これはいけないのです。したがつて、近いうちに——近しいといふのは予算が通る前ですね。建設大臣はそれら不安に思つておる労働組合との会合を、私が立ち会つてよろしいです。すから、するといふ意思がおありですか。

○国務大臣(河野一郎君) それは、ま

あ釈迦に説法でしょうが、建設関係の組合の諸君の一部には、相当過激な発言をされ、過激な行動をされる諸君がおありのことは御承知のとおりであります。したがつて、私が先ほど申し上げましたのは、われわれはさういふ考えは持つておるのでもございますから、よくひとつそういう方向に皆さんもお考え直しをいただきたい。ただすわり込みをやつたり、ピケを張つたりしておやりになつてみたところで、それでどうなるものではないと思つてゐます。私のほうも、みずからさういふ積極的な意欲をお持ちになる人に対して十分御協力申し上げます。そのつもりでおりますといふことを御認識いただいて、さういふ、ああしようと思つてどうだといつて、建設的な積極的な話し合ひならば、幾らでも御協力申し上げます。それがさうでなしに、ただ現状で、何といふのでしようか、言葉はいろいろございまして、現状維持を強く主張して、これはこれでいいんだ、こうすべきだとおっしゃつても、国の政治のことでございますから、とにかく大きく事業するとか、考へる場合には、直営よりもだんだん諸負のほうに回して、世相がさういふふうになつていく、世相がさういふこととは、これはどなたも否定はできないと思つてゐる。さういふ中でありまから、今まで御協力をいただいた諸君には、今申し上げたように、ひとつ積極的に監督指導のほうに回る意欲のある人には、さういふ機会を与えよう、そのためには、勉強しようとする人に勉強の場を作りましょう。また、さうでなしに、組のほうに入つてさらに働いていこうといふ意欲のあ

る方には、組のほうに入つて——組のほうに入つたらどうだろう、組に行つたらひと目にあつたらどうか、どうなるというところは、これは建設省のほうでわが子を出してやるのでもございしますから、さういふことはされることはないと思ひます。さういふ機会にもひとつ協力いたしまして、あらゆる協力はいたしまして、さういふのでございしますが、それを、今またたとえば東北地建の場合でも、これは相当に東北地建のそれぞれの出張所長もしくは地建局長あたりとの交渉の場において、必ずしも、私は報告を受けておりました適切でない交渉の経緯をしばしば聞いております。したがつて、今お話をさういふ、交渉をしようといつても出てこぬじゃないかといふようなお話があるのは、はなはだ遺憾でございしますけれども、これはわれわれの責任者のほうにおいても遺憾の点があるかもしれないが、と同時に、これはひとつさういふことで移り変わつて参ります。この建設省関係の諸君に御考慮をいただきたい。これはさういふ建設事業がこれだけ盛んになつてゐるのでございしますから、これは石炭産業のようございしますと、非常に困難な、同時にまた、そこで働いてゐる人が職場を転換するのにも新しいほうにいかなければならぬとか、いろいろなことにおいて非常にむずかしい。ああいうふうになつておられる諸君もある。しかし、その反面に、建設に携つておられた諸君は、仕事はさきにどこへいっていただくさうあるのでもございしますから、御本人の意欲もしくは御本人の御希望によつては、幾らでもお世話申し上げますと申してございします。

ら、それに御協力をいただける格好になるならば、建設的な話し合いならば、私は平穏の場において建設的な話し合いをする、それらの意見を聞くというところに時間をかすことに少しもやぶさかではございません。

○田中一君 それじゃ近いうちに、まあ御不安というか、あまり暴力なんかを使っちゃ困るという考え方が各現場等にあると思う。私はそういうことのないような形で話し合いをするという場を作りますから、ひとつ応じていただきたいと思います。

それから、職員の問題はそれとして、今度一般労働者の場合、これは妙なものでしてね。たとえば半農半労という形の地域的な建設事業に参加している労働者が、現金収入を求める場合には、どうしても老人、女房等にたんぼをまかして建設事業の実際の労働者になっておるのです。名目はなるほど百姓として、土地を持っておられますが農民には変わりないのです。しかしながら、一年間通じてやはり建設事業の労働者として働いているというのが大現実態なのです。大農——大きな農業をやっておりますから、大体三反か五反、あるいは一町歩なんというのはいまにあらうくらいであって、この現場に来る人たちの多くは、ほんのネコの額のような耕作面積しか持っておられぬから、おばあさんとか、おやじさんとか、老人とか奥さんとかに頼んで現場に来ておる。こういう人たちがやはり何らかの形でその仕事にずっと継続できるような方法をとっていくべきだと思ふ。それは今まで、戦前から戦後を通じてずっと二カ月雇用という形式で、準職員とか、あるいは補助員とか

いう形式で来た方々が、昨年、御承知のように大量定員化された。これは当然な権利であって、あたりまえだ。しかし、そうでない形のものもあり得ると思う。それらの雇用の問題も、これは何だお前は職安に行けばいいじゃないかとかいうことでなくて、その職場に精通している、五年も八年もそういう形で動いておる人がたくさんあるのです。これは河野さん、現場をお歩きになっておわかりと思いますけれども、たくさんあるのです。こういう方々を、これはもう請負にならうと何にならうと仕事があるわけですか、これに対する積極的な施策を考へてもならなければならぬと思うのです。これは当然なことなんです。それも半年や一年来ているのじゃないのです。五年も六年も続いている建設現場に来ておる。やはりこれは配置転換などということじゃできませんから、強力なあつせん下で職業的に安定するような道をほかってくれる考へ方はありませんかどう。

○国務大臣(河野一郎君) よく実情に即しましてできるだけ御期待に沿うように努力いたします。

○田中一君 それから、まだこししの現在においても、いわゆる建設労働者の地域的職別賃金というものは生きていくわけなんです。これは官房長とも私いろいろ話をし、そして政府からも答弁書ももらっております。それは、かかる標準賃金で現在の建設労働者は使っておられないということ、労働省からも、かかる賃金体系というものは必要がないという態度を明らかにされております。ところが、相変わらず、この法律は生きておる。何にも使ひものならぬ法律が生きておる。そうして民間産業なりに働く者、公共事業に働く者の賃金というものは一応押えていくわけなんです。これは単なる建設公共事業の労働者の賃金というものよりも、全体の立ちおくれの建設労働者の賃金というものに大きなマイナスになるものですか、これはひとつ本年度限りで廃法にしたいのだと思います。所管しておるのは、これは労働省が所管しておりますから、大橋労働大臣もこれは要らないと言っているのですから——私に明らかに言っているのです。ただ、どうも自分の力だけではどうもこれは大蔵省は納得しないから、何とか野党の力を持ってやってくれぬかなあなどということを言っているんです。おそろく河野さんの実力をもってするならば、田中角榮君も、もうこの際はおそろく言うと思ふのです。ことに今までの公共事業担当の主計官も、こういうものは必要ございませんということをお明らかに答弁している。ただ、これは賃金部のはうでこれを押えていくわけなんです。これはひとつ明らかに建設大臣の考へ方を示してほしいのです。

○国務大臣(河野一郎君) 政府内部におきまして、大体そういう方向で今検討を進めておるようでございますから、私におきまして、積極的にひとつこの方向を支持して御期待に沿うことに努力いたします。

○田中一君 そすると、それはあなたはやると言えはれますよ。あなた、きのうの新聞に、道路修繕費は今年度四兆円を計上すると言ったんで、おそろく私は来年度は四兆円が計上されるものと思っております。ひとつ今の決意はほんとうのことであるというように理解して安心します。

それから、これはこまかいことになって、民間の職員の問題ですけれども、前建設大臣の中村さんは、昨年の三月に、こういう約束をしておるのです。建設法に基づき施行令の中に、五十万円以下の請負工事というものは事業税の対象としない、請負登録をしないでもよろしいということになっておるんです。五十万円以下の請負工事は建設法の登録をしないでも仕事ができるということに法律で定められているのです。したがって、大蔵省のほうでも五十万円以下の請負工事の仕事に対しての利潤に対しては事業税をかけるまいということになっておるのです。ところが、今日一体五十万円という仕事というのはどういふものか、これはバラックの家一軒建たないです。一面、毎日タタ一億円の仕事を消化している——あちらにいらっしゃる熊谷組みたいなところもあるし、そういう業者もある、登録業者は……。それからまた、年間からい五百万程度の仕事を消化している建設業者もいるわけなんです。私は、登録をして、何を目的に登録するかということになりますと、これは一般の大工さんなどが仕事をすることを規制しようというのではなくて、まあまあ百万円程度の工事といへば、大工さん一人で作ってしまします。百万円程度まで、建設法の施行令に規定してありますところの登録しないでも仕事ができる範囲ということにきめる、きめようというところを建設審議会にかけるといふ約束を昨年の三月に中村建設大臣が私にした。

私は、自分の選挙があつたものだから、うやうやして居るうちに一ぺんもそれを審議会にかけないでそのままになっている。これは中村さんも、あなとも仲間らしいから、ひとつ中村さんの約束したことをこし実行して下さい。さつそく建設審議会にかけて、百万円程度まで引き上げるといふようにしていただきたい。同時にこれに対しては、税金を取るほうの側からとやう言いますから、そのほうもあわせて審議会の態度も明らかになるなら文句はありません。百万円程度の仕事は、御承知と思いますが、大工さんでもトビでも作つてしまふのですから、それをひとつどういふお考えか……。

○国務大臣(河野一郎君) 検討いたします。

○田中一君 「検討」といふのが、建設大臣がすばつと、何かきょうの新聞に出ておるように、どこかの失対事業を審議会にかけずに勝手に左右しようとした——自分が実力者だからといって実力を過信してはいけません。やはりそれぞれ行政機構の中には制度があるのだから、建設審議会にかけてきめて下さつてけつこうなんです。「検討します」といふことは——その事態は議事録に残っておりますから、官房長、昨年の予算委員会等の議事録をよくごらんになって、少なくとも国務大臣が当委員会において、国民の前において約束したことが果たせないということ、これはあつちやならないと思ふ。したがって、中村前建設大臣が約束したことは、河野建設大臣が踏襲する義務があるのですから、「検討します」でなくして、そういう約束をしたなら

ば、「必ずそうします」という答弁をして下さい。

○国務大臣(河野一郎君) 承知いたしました。

○田中一君 単価の問題ですが、公営住宅は一〇〇%の単価の引き上げになっておりますが、それからほか公営、公社等も若干ずつ値上げになっておりますけれども、土地、宅地の費用だけが相当大幅に、一割何歩かの単価が上がっておりますが、これは当然、場合によれば、昨年と同じように、土地価格が安く手に入った場合には、その金は建築のほうに流用していいのだ——昨年はそういうことだったと思うのです。ということに理解してよろしいのです。

○政府委員(前田光嘉君) 公営住宅につきましては、建設の実況にかんがみまして、若干の引き上げを行ないました。建設全般につきましては、今御指摘のように運用いたしました。仕事が円滑にいくように考えております。

○田中一君 これは住宅局長それから営繕局長にお願いしておきますが、昨年度大入札に出す単価等は、どういう積算をしているか、内訳の明細を下さい。標準の明細、両方とも下さい。片一方は住宅、片一方は事務建築でいいから出して下さい。どういうふうな積算をしているか知りたいたいと思いますから、よろしくご説明をお願いします。

○政府委員(建部仁彦君) 資料を作成します。

○田中一君 オリンピックを目当てにして相当大幅に東京都は変貌しつつあるのではありませんか、都市計画法に基づく用途指定というものは、今までのままの姿で放置されておるわけでは

ありません。現在緑地帯等で工場適地にはほとんど工場が建っております。あたりまでだと思つた。したがって、東京都の都市計画を根本的に、抜本的に、都民のため、あるいは国民全体のための用途に変えるというふうな考え方はないかどうか。これはこのままじゃどうにもなりません。

○国務大臣(河野一郎君) ただいま御指摘の東京都の都市計画につきましては、従来第一次、第二次といいますが、順次積み重ねて参りまして現状に及んでおります。私は、これをこのまま推進することは必ずしも適当でない、現実にはそぐわないものができておることは、今御指摘のとおりだと思います。同時に、東京都の将来につきましては、ひとつ思い切った考えをしななければいかぬのじゃないかという意味におきまして、今までのものにとらわれずに、一応希望をいたしました。私は三月三十一日までに、今後すみやかに実行すべき東京都市計画は左のごときのものであるというふうなものを決定いたしました。まあ決定になりましたか、どうか、案を少なくとも作りまして、そして今まで綱をかぶつておりましたものをはずすならは、たとえば、これは何メートルの道路予定地であるというものを、はずすものをはずしました。全くの改訂版を出し、現実に即したものを出すようにせよ、今検討をせしめております。できました上でいろいろな御批判をいただきましたと思つております。

○田中一君 それは河野さんが就任して、私がさつそくあなたに、なぜ首都圏整備委員長をとらないのかと言つたらとつてしまった。それくらいの実力

がありましてから、今のことは全部できてしまひます。あなた、何といつたつて首都圏整備委員長をとらなければ計画はできません。私は意を強うしていいのです。

そこでもう一つ、現在建築の確認申請は、大体建築士という資格を持つている者がやっております。そこを希望したいのです。それは常識的に何人も、役人が、建築主事がこれは認め、認めないはきめるのですけれども、建築主事がどうこう言わないで、建築士が自分の技術、識見によつて、この分は一々許可申請しないでもいいのだ、何々——石井一級建築士がやっておりますのならば、これは許可事業なんてよろしいというふうなことにすると事務の簡素化はできるのだ。それからたとえば共同検査にいたしましたも、りっぱな共同検査をする機関もございまして、専門に登録しておる人たちが共同検査をした場合には、これはこれでよろしいというふうな権限移譲をしてよろしいと思つたのです。その時期に來ていと思つた。ただただ役人が申請、確認に対して決定的な権限を持つてゐる。みんな持つてゐる。だから事務が滞滞するわけだ。あなた自身が考えている今度の機構改革の面におきまして、これは国の直接のものではありませんから、できません。しかし、地方公共団体で行なひしめてゐる建築関係の事務も、同じように建築士という称号を持つてゐるりっぱな技術家がいるのですから、これに権限を移譲させるべきであると私は考える。たとえば登記事務を扱つてゐる土地家屋調査士

といふのがございまして。これらは土地家屋調査士が測量し、鑑定し、製図したものが、そのまま自動的に登記法によつて、国が、登記所が保管してゐるところの台帳に載つてしまふのです。したがって、国民の利害というものは、その土地家屋調査士という、法務局が国家試験によつて認めてゐるさむらいによつて自動的になつてしまふ。私は、建築士の場合にも、もはやある程度——全部が全部とは申しませんが、ある程度まで権限移譲して、そのかわりに、もしその建築士がだめならばぐんと縛ればいい。罰則も強化していいと思ふ。しかし、権限の移譲をするという方向が望ましいと思ふのです。その点はどうか考えになりますか。

○国務大臣(河野一郎君) よく勉強いたします。

○田中一君 住宅局長、一言述べて下さい。

○政府委員(前田光嘉君) 現在、建築士も相当ふえて、その資質も相当上がつておりますが、数多い建築士でございまして、これをどの程度にどの規模において権限を移譲して、一般の民間の建築を適正にやつていけるかという点について、かねてから検討いたしておりました。今後、建築基準法の改正につきまして、全面的に再検討を行なつておきますので、それと一体となつて、ただいま御指摘のようにな点になるべく沿うようにこの問題を処理しようと思つてゐます。現在検討してゐる次第でございます。

○田中一君 その際に、やはり一級建築士、二級建築士という資格があるんです。これはやはり分類して、一本のものじゃだめだ、やはり一級はこれ

れ、二級はこれこれという形に持つていつていただきた、こう思ふので

す。

○石井建君 ただいま田中委員の発言された、建築士に対して権限をまかす問題ですが、これは、私事を申しましてはなはだ恐縮なんです、私が会長をしてゐる日本建築士会連合会のほうからも、建設省に陳情書が出ております。それは建築士の仕事に、大体大きく分けると、建築の申請、確認の問題ですが、分野が二つあります。建築自体の強度とか衛生とか、そういう問題に対する建築自体の問題、建築本体の問題に対しては建築士に権限を移譲したほうがいい、それから都市計画関係の問題は、これは建設省の権限に残していい、そういう趣旨のことを、陳情書をおもちまして、私のほうの幹部から松澤政務次官まで、たしか陳情してゐるはずであります。一応申し上げておきます。よろしく御検討のほどをお願いいたします。

○田中一君 市街地改造法が通つて、ちつとも進まないわけです。これは大きな太鼓つきでやつたのですが、たとえば東京でもこの地区、この地区、この地区できめておつたり、世界谷の三軒茶屋等はだめになりました。道路幅員工事でもって事業を進ませざるを得なくなつた。渋谷の上通も同じように、そうになりました。有楽町等もやうとしたのがだめになりました。これは別の方法でやる。せめて大臣の認可したの、新橋駅の西側、東側のあの区域がなかったわけなんです。これもオリンピック事業に予算が取られ過ぎちゃつて何ら手はついておらないのです。聞くところにより

ますと、まあ五年後には、ということらしいように東京都は言っておるわけですが、ところが、事態はもう進んでおるわけですね。おそらく河野さん、車に乗っておいでになるからわからぬでしようけれども、あの辺は地下鉄と、新幹線と、高速道路でめちゃくちゃです。あそこで商売をしておる人が商売できないのです。その地点は、せめても国から五千万でも一億でもいいから、どっちみち起債でやるのですから、出してやって、東京都に、どの部分からでも市街地改造事業に着手するのだということにやっていたら、これができないかという点です。現在どうにもならぬ商売の人がいます。これらは敷地もちゃんと決定してありますから、少しの起債でもいいわけなんです。しかし、あれだけの大きな事業をするのです。あそこでもって三百億程度かかるのです、全部。しかし、法律を作って国民が期待をかけておりながら、何ら出しておらない。大阪駅前にしてもそうです。なかなか進まないのです。まず東京都は、ほかはどこにも手をつけられなから、一方所だけでも手をつけようという方向をとっていただきたらと思うのです。これはひとつ、河野さんもわかっていることだと思ふのですが、わかっていることじゃ困るのです。それは谷藤都政局長、答弁できるか。予算でやるのじゃないのですから、起債が十億きまつてあります。市街地改造法に。そのうち三千万でも五千万でも一億でも東京都に出してやればすくやります。呼び水をやればやれるのですから……。

○国務大臣(河野一郎君) 田中さん御承知のとおり、東京都の場合には、金

ではない。六大都市、ことに東京、大阪では、金でものができる、できぬというところじゃない。金ならば幾らでも都合がつくはずであります。起債の申請をして参っております。これは非常に膨大なものでございまして、順次やるだろう。それを私のほうでもできるだけ協力して推進する役目はいたしますけれども、まだ地元の協力が足りないのじゃないかという気がいたします。

○田中一君 地元がやかましいというのは、だれが言うのですか。谷藤君が、都政局長が言うのですか、だれが言うのです。

○政府委員(谷藤正三君) 東京都の新橋の場合につきましては、全体として新橋の南側の駅前を全部含めまして大きな市街地改造の区域になっておるわけでありまして。ところが、現在の新橋駅前の南玄關の所の広場と、今の国道との間に、十五号国道に沿いました部分が住民の話し合いがまだ十分ついておりませんために、東京都のほうでは、前から積極的に進められない。御承知のように、昭和通りは全部立体交差をしてありますので、その工事の、入口の国道から入ります汐留の交差点の立体交差ができないと、のど元を押えたような格好になっておるのであります。私どものほうでも積極的にあそこの話をしておりますから、あの外部の方々の話し合いが十分つかないために、今のところ進んでおらない状態になっております。ただし大阪、姫路その他の都市につきましては、この前も申し上げましたように、すでに施設建築

物の地方債を要求いたしましたして、これはついております。街路のほうは大體できてまして、建築物にかかれるような態勢になっております。全体といたしまして、市街地改造の問題につきましては、法律も新しいために、各地方の住民の方も十分理解をいただいておられますので、積極的に今のところこれを宣伝啓蒙をやっておるというのが事実でございます。

○田中一君 そうすると、話し合いがつけばやるといふことですね。裏返しにすれば……。

○政府委員(谷藤正三君) そのとおりでございます。

○田中一君 それでは、私も都政局長に参らうと……君はおそらく東京都から来ておる報告をそのまゝのみにしておると思う。都政局長、君が私と一緒に来て、みんなやるといふ答弁ですから安心しております。地元が了承したらすぐかかれるんだというふうに理解いたしましたから。ありがたうございました。

それから、きょうは予算に関連を持っておりますけれども、いすれ分科予算上の問題につきまして、大臣に質問したいと思ふ。大體五時間程度とつてもらえようと思ふ。これはもつとも参議院のほうに予算案が回つてきて後のことではあります。そのうちにひとつ必ず出るといふ約束を今のうちにまずしておいていただきたいと思ふ。

○委員長(木村福八郎君) 委員長から最後に一つだけ御質問したいのです。が、先ほど田中委員が質問されたうち、大臣が東京都の今後の計画について、

三月三十一日までに、大體の計画の概要ですか、おまとめになつて発表される、明らかにされるという御発言があったのですが、大體の構想というものが、今までのような既成概念にとらわれてやつたのではだめである、思い切つた着想でおやりになるような御発言があったのです。これについてもう少し、現状において大體おわかりになつた程度でけっこうですが、構想です、明らかにできましてからその点御答弁願いたいと思ふのです。

○国務大臣(河野一郎君) 私は、これまで東京都の都市計画を、相当意欲的に近代化して参らうという設計ができておるのを知っております。しかも、これには非常な多額の金がかかるのでございまして。同時に、市民諸君の御協力を得ることが非常にむずかしい。市民諸君の御協力もむずかしい、金の面でもなかなか資金の調達が困難である。しかし反面、一般市民の側からしますれば、この路線はこれだけの幅にして、こつこつにふらふらしてやるんだ、こはこれだけの建築制限をするということになつておるといふことも私は聞いております。ところが、おおむね欧米の大都市について考えてみますと、既成の都市をそんなにこわしたり広げたりして新しいものにするということは、外国の地でもあまり私は見聞したことがございませぬ。考えますのに、今あるものをこわしてこれをどういふふうにより変える、どうだのこつこつということは、都市計画の学問の上からいふとどうか知りませんが、あまり利口な考え方じゃないじやないか。今あるものがあるままにしておいて、必要な最小限度やむを得ざるものだ

け直しまして、あとはむしろ新しい時代には新しい町を新しく作つて、一番働きたいようなものを別に作つたほうがいいじやないか、それが各欧米都市において行なわれておるものじやないか、こう思ふのです。したがって、わが東京におきまして、私は日本の場合は、東京と大阪はそうじやなからうか。名古屋のように勇断をもつてあつたふらふらにでき上がったものは非常にけつこうですけれども、今さら大阪、東京について、そういうことを企画いたしましたとしても、非常に多額の金を使ひまして、一般市民にも非常に迷惑をかけるかと思ふ。そして一体何がその結果生まれてくるかと申しますと、やはり雑踏は依然として雑踏の連続であつて、そこにすがすがしい都市ができるわけがない、道幅を広げれば自動車車の数がたくさん入つてくるだけであつて、少しも通りやすい道ができるわけではなからうと思ふわけでありまして、よつて、現在の東京都については、必要最小限度の道路の整備もしくは区画の整理等を行なうにとどめまして、そして新たに東京周辺のしかるべき所にニュー・タウンの形式をとつて、それぞれの業種別もしくは産業別の都市を作つていくことが賢明だろう、こう考えましてその方向に即して一つの案を作るように命じてあるわけでございます。できまして上はしかるべき機関に諮りまして、そして実現の方向にいきたい、こう考えております。

○委員長(木村福八郎君) もう一点簡単に伺ひますが、東京都庁で十一年計画というものを作つておられます。御承知だと思ふのです。それから政府の所得倍増十一年計画に対応しまして詳

細な計数もはじきまして、詳細に作っております。あの十カ年計画の構想といたしまして建設大臣が述べた構想とは、これはまた別途の角度からのお考えであるかどうか、あの十カ年計画に沿うものであるかどうか、その点をお伺いしたい。

○国務大臣(河野一郎君) 確かにそのとおりでございますが、そこで私は明らかに今申し上げましたような角度のものを想定いたしました上で、でき上がったものについて既設のものとの対比し、検討いたしました上で、改定できるものがあれば改定して参りたい、そのしるべき手続を踏んでいきたい、こう思っております。したがって今その立案方、制定方を命じてあるわけでありまして、でき上がりました上でどういものができているか、順次固めていきたい、こう思っております。

○委員長(木村福八郎君) 十カ年計画にはとらわれないでやはりおやりになる、こういうことですか。

○国務大臣(河野一郎君) それはそのとおりです。十カ年計画は一応金の面では十カ年計画であつた金の金でできて、それだけの金があれば、あの程度のものでできるだろう、あの程度のものは必要だろうというところでお作りになったものだと思います。しかし、今私が申しましたように、あるべき姿のものを根本的に多額の金をかけて直すというところは一体どうか。先進国においてもそういうことをやっておる国はないところをみると、やはり一考を要するのではなからうか、こういう概念から、私は一つのアイデアを授けまして、そうして製図をさしております。そうしてそれができ上った上で各方面

の御批判を十分ちょうだいいたしましたして、むしろ私の考え方が悪ければそれを強引に押すという考えはございせんけれども、こういう考えはどうでございましょうかというところを、委員会、調査会等の議を経ていきたい、こう考えております。

○田中一君 関連。それは非常にいい考えです。ちやうど私のほうの今度都知事に出そうという阪本勝があなたの考えと同じ考えを持っている。非常にいい考えで、今までのものではだめです。非常に歓迎します。

○委員長(木村福八郎君) それでは、先ほどの必要しも十カ年計画にはとらわれないというところでよろしゅうございませうか。もつと着想を新たにしてお考えになるというところに承して……。

○国務大臣(河野一郎君) それはそのとおりです。とらわれずに、私は、そういうふうにして考えましたものをしるべき委員会、調査会の議を経て結論になるのであつて、それらのものもよりすでに委員会、調査会を経て確定しておりますから、それを先ほど申しましたように勝手にどうするということのようなことは考えておりません。

○委員長(木村福八郎君) 別に御発言もなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

二月十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

土地区画整理法の一部を改正する法律案

土地区画整理法の一部を改正する法律案

土地区画整理法の一部を改正する法律案

土地区画整理法の一部を改正する法律

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「費用の負担及び補助(第百十八条―第百二十一条)」を「費用の負担等(第百十八条―第百二十一条の二)」に改める。

第四十三条第二項を削る。

第四章 費用の負担及び補助」を「第四章 費用の負担等」に改める。

第四章中第百二十一条の次に次の一条を加える。

(資金の貸付け)

第百二十一条の二 国は、健全な住宅街地の造成を促進するため、都道府県が次の各号に掲げる要件に該当する土地区画整理事業を施行する組合に対し、その土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、特に必要があると認めるときは、その貸付金額の二分の一以内の金額を無利子で当該都道府県に貸し付けることができる。

一 新たに相当規模の住宅市街地を造成することを目的とする。

二 都市計画として決定された街路その他の重要な公共施設の新設又は変更に関する事業を含むこと。

三 施行地区の面積、前号の公共施設の種別及び規模等が政令で定める基準に適合すること。

四 前項の国の貸付金の償還期間

(四年以内のすえ置き期間を含む)は六年以内、同項の都道府県の貸付金の償還期間(三年以内のすえ置き期間を含む)は五年以内とする。ただし、都道府県の貸付金の償還期限は、当該組合の設立についての認可の公告があつた日の翌日から起算して六年を経過する日をこえないものとする。

3 第一項の都道府県の貸付金の貸付けを受けた組合が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、当該都道府県は、政令で定めるところにより、当該組合から利子に相当する一定の金額を徴収することができるものとし、かつ、その徴収した金額の一部を国に納付するものとする。

4 第一項の国又は都道府県の貸付金の償還方法、償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収及び債権保全のため必要な措置については、政令で定める。

第百三十六條の二に次の一項を加える。

2 第百二十一条の二中「都道府県」とあるのは、指定都市において「指定都市」とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に設立されている土地区画整理組合で、その設立についての認可の公告があつた日の翌日から起算してこの法律の施行の日の前日までの期間が三年をこえるものについては、この法律による改正後の土地区画整理

理法第百二十一条の二第二項ただし書中「当該組合の設立についての認可の公告があつた日の翌日から起算して六年」とあるのは、「土地区画整理法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行の日」の翌日から起算して三年」とする。

二月十三日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

共同溝の整備等に関する特別措置法案

共同溝の整備等に関する特別措置法案

置法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 共同溝整備道路(第三条・第四条)

第三章 共同溝の建設及び管理(第五条―第十一条)

第四章 共同溝の占用(第十二条―第十九条)

第五章 共同溝に関する費用(第二十條―第二十四條)

第六章 雑則(第二十五條―第二十八條)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、共同溝の建設及び管理に関する特別の措置等を定め、特定の道路について、路面の掘さくを伴う地下の占用の制限と相まつて共同溝の整備を行なうことにより、道路の構造の保全と

円滑な道路交通の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「道路」とは、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)による道路をいう。

2 この法律において「道路管理者」とは、道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

3 この法律において「公益事業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 日本電信電話公社

二 電気に関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第三百四十一号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)による電気事業者

三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)によるガス事業者

四 水道法(昭和三十三年法律第百七十七号)による水道事業者又は水道用水供給事業者

五 工業用水道事業法(昭和三十三年法律第八十四号)による工業用水道事業者

六 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による公共下水道管理者又は都市下水道管理者

4 この法律において「公益物件」とは、公益事業者が当該事業の目的を達成するため設ける電線、ガス管、水管又は下水道管をいう。

5 この法律において「共同溝」とは、二以上の公益事業者の公益物件を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。

第二章 共同溝整備道路

(共同溝整備道路の指定)

第三条 建設大臣は、交通が著しくふくそうしている道路又は著しくふくそうすることが予想される道路で、路面の掘さくを伴う道路の占用に関する工事がひんばんに行なわれることにより道路の構造の保全上及び道路交通上著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものを、共同溝を整備すべき道路(以下「共同溝整備道路」という。)として指定することができる。

2 建設大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該道路の道路管理者(道路法第十二条の二第二項の規定により建設大臣が都道府県知事又は同法第七条第三項に規定する指定市(以下「指定市」という。)の長に同法第十二条の二第一項に規定する指定区間(以下「指定区間」という。)内の一級国道の管理を行なわなければならない場合においては、当該都道府県知事又は指定市の長、以下次項において同じ。)の意見をきかなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 道路管理者は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県公安委員会の意見をきかなければならない。

4 建設大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならぬ。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(共同溝整備道路における許可等の制限)

第四条 道路管理者は、前条第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつた場合においては、当該道路の車道の部分の地下の占用に關し、道路法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可をし、又は同法第三十五条の規定による協議に依つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第二項の規定による申出をした者の責に帰すことのできない理由により共同溝が建設されない場合において、その者が同条第三項に規定する敷設計画書に係る公益物件を設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

二 公益物件を収容するための施設又はこれと同等以上の公益性を有する施設で、路面の掘返しによる道路の構造の保全上及び道路交通上の支障を生ずるおそれが少ないと認めて建設大臣が指定するものを設置し、及び当該施設の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

三 共同溝整備道路の指定の日前になされた道路法第三十二条第一項若しくは第三項又は同法第三十五条の規定による許可又は協議に基づき設置された又は設置される工作物、物件又は施設の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

四 共同溝の建設が完了する以前において、当該共同溝に敷設すべき公益物件を、緊急の必要に基づき当該共同溝が建設される道路の部分以外の部分に仮に設置し、及び当該公益物件の維持、修繕又は災害復旧を行なう場合

第三章 共同溝の建設及び管理

(共同溝の建設)

第五条 第三條第一項の規定による共同溝整備道路の指定があつたときは、道路管理者(道路法第十二条又は第十三条第二項の規定により一級国道又は二級国道の新設又は改築を建設大臣が行なう場合においては、建設大臣。以下この条、次条から第八条まで、第十二条、第十四条、第十五条及び第二十三条において同じ。)は、当該道路に共同溝を建設することについて、関係公益事業者の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により意見を求められた公益事業者は、道路管理者の定める期限までに、共同溝の建設を希望する旨の申出をすることができる。

3 前項の規定による申出は、当該共同溝に敷設すべき公益物件の敷設計画書その他建設省令で定める書面を添えてしなければならない。

4 道路管理者は、第二項の規定による申出が相当であると認めるときは、共同溝の建設を行なうものとする。この場合においては、道路管理者は、共同溝の建設を行なうべき旨を公示しなければならない。

(共同溝整備計画)

第六条 道路管理者は、共同溝を建設しようとするときは、共同溝整備計画を作成しなければならない。

2 共同溝整備計画には、建設しようとする共同溝に關し、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 位置及び名称

二 構造

三 共同溝の占用予定者

四 共同溝の占用部分及び公益物件の敷設計画の概要

五 共同溝の建設に要する費用及びその負担に関する事項

六 工事着手予定時期及び工事完了予定時期

第七条 道路管理者は、共同溝整備計画を作成する場合においては、共同溝整備計画に定められるべき共同溝の占用予定者に、第五条第四項の規定による公示のあつた日の翌日から起算して三十日を経過した日以後において、前条第三項各号に掲げる事項を通知し、相당한期限を定めて意見書の提出を求めなければならない。

2 道路管理者は、前項の意見書の提出があり、かつ、その意見書に係る意見を採用すべきであると認める場合においては、その必要の範囲内において同項の規定による通知に係る事項を修正して共同溝整備計画を作成し、その他の場合においては同項の規定による通知に係る事項について共同溝整備計画を作成し、同項の規定による通知をした者に、当該共同溝整備計画

に定めた前条第二項各号に掲げる事項を通知するものとする。

3 道路管理者は、前項の規定による通知をした後において第十三条の規定による申請の取下げがあつたことにより共同溝整備計画の変更を必要とする場合においては、更に前二項の手続を行なうものとする。

4 道路管理者は、共同溝の建設工事に着手した後において共同溝整備計画を変更しようとする場合においては、共同溝整備計画に定められた共同溝の占用予定者の意見をきかなければならない。

(建設の廃止)

第八条 道路管理者は、次条に規定する共同溝の占用予定者の要件を備える公益事業者が二以上の場合又は第十三条の規定による申請の取下げがあつたことにより共同溝を建設することができなくなつた場合においては、共同溝の建設を廃止し、その旨を公示するとともに、関係公益事業者に通知するものとする。

(占用予定者)

第九条 共同溝の占用予定者は、第十二条第一項の規定による許可の申請をした者で、その者の敷設計画書に係る公益物件を共同溝に収容することが当該共同溝の規模及び構造上相当であると認められるものでなければならぬ。

(占用予定者の地位の承継)

第十条 相続人、合併により設立される法人その他の共同溝の占用予定者の一般承継人は、占用予定者の地位を承継する。

2 占用予定者の事業について譲渡があつたときは、当該事業を譲り受けた者は、占用予定者の地位を承継する。

(共同溝管理規程)

第十一条 道路管理者は、共同溝を管理しようとする場合においては、建設省令で定めるところにより、共同溝管理規程を定めなければならない。

2 道路管理者は、前項の規定により共同溝管理規程を定めようとするときは、あらかじめ、第十四条第一項の許可を受けた公益事業者の意見をきかなければならない。

第四章 共同溝の占用

(占用の申請)

第十二条 第五条第二項の規定による申出をした公益事業者は、同条第四項の規定による公示があつた日以後その翌日から起算して三十日以内に、公益物件の敷設計画書その他建設省令で定める書面を添えて、道路管理者に共同溝の占用の許可を申請することができる。

2 道路管理者は、前項の規定による申請をした者が第九条の要件に該当しないと認めるときは、すみやかに、その申請を却下し、その旨を理由を付した書面を添えて、その者に通知しなければならない。

(占用の申請の取下げ)

第十三条 第七条第二項の規定による通知を受けた者はその通知があつた日、同条第三項の規定の適用により更に同条第二項の規定による通知を受けた者はその通知があつた日以後二週間以内に限り、前

条第一項の規定による申請を取り下げることができる。

(占用の許可)

第十四条 道路管理者は、共同溝の建設を完了したときは、直ちに、共同溝の占用予定者に当該共同溝の占用の許可をするものとする。

2 前項の許可は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 占用することができる共同溝の部分

二 共同溝に敷設することができる公益物件の種類

(日本電信電話公社の特例)

第十五条 日本電信電話公社の共同溝の占用については、日本電信電話公社が道路管理者に協議することをもつて第十二条第一項の規定による許可の申請があつたものと、その協議が成立したことをもつて前条第一項の許可があつたものとみなす。

(許可に基づく地位の承継)

第十六条 相続人、合併により設立される法人その他の第十四条第一項の許可を受けた公益事業者の一般承継人は、被承継人が有していた同項の許可に基づく地位を承継する。

(許可に基づく権利義務の譲渡)

第十七条 第十四条第一項の許可に基づく権利及び義務は、道路管理者の認可を受けなければ、譲渡することができない。

(公益物件の構造等の基準)

第十八条 第十四条第一項の許可を受けた公益事業者が当該許可に基づき公益物件の敷設をしようとするときは、あらかじめ、道路管理者者に届け出なければならない。

2 前項の場合における当該公益物件の構造及び敷設の方法の基準は、政令で定める。

(監督処分)

第十九条 道路管理者は、第十四条第一項の許可を受けた公益事業者が当該許可に基づき公益物件を敷設する場合において、その公益物件の構造又は敷設の方法が前条第二項に規定する政令で定める基準に適合しないときは、当該敷設に

関する工事の中止又は当該公益物件の改築、移転若しくは除却を命ずることができる。

第五章 共同溝に関する費用

(建設費の負担)

第二十条 共同溝の占用予定者は、共同溝の建設に要する費用のうち、共同溝の建設によつて受ける効用から算定される推定の投資額等を勘案して、政令で定めるところにより算出した額の費用を負担しなければならない。

2 共同溝の建設に要する費用の範囲、負担金の納付の方法及び期限その他前項の負担金に関し必要な事項は、政令で定める。

(管理費用の負担)

第二十一条 第十四条第一項の許可に基づき共同溝を占用する者は、当該共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する費用のうち、政令で定める費用を政令で定めるところにより負担しなければならない。

(国の負担又は補助)

第二十二条 指定区画内の一級国道に附属する共同溝の建設若しくは改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理又は指定区画外の一級国道若しくは二級国道に附属する共同溝の建設若しくは改築で建設大臣が当該道路の新設若しくは改築に伴つて行なうものに要する費用

(第二十條第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く)は、指定区画内の一級国道に係るものにあつては国及び都道府県又は指定市が、その他のものにあつては国及び当該道路の道路管理者である地方公共団体の長の統轄する地方公共団体がそれぞれその二分の一を負担する。

2 国は、前項の場合を除くほか、共同溝の建設又は改築に要する費用(第二十條第一項又は前条の規定により当該共同溝の占用予定者又は当該共同溝を占用する者が負担すべき費用を除く)の二分の一以内を、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用を負担する地方公共団体に対して、補助することができる。

3 共同溝の建設又は改築に要する費用については、道路法第八十五条第三項の規定は、適用しない。

(収入の帰属)

第二十三条 第二十條第一項又は第二十一条の規定に基づく負担金は、当該共同溝の建設又は改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行なう道路管理者(当該道路管理者が建設大臣又は地方公共団体の長であるときは、国又は当該地方公

共団体の長の統轄する地方公共団体)の収入とする。

(義務履行のために要する費用)

第二十四条 この法律又はこの法律によつてする処分による義務を履行するために必要な費用は、当該義務者が負担しなければならない。

第六章 雑則

(負担金の強制徴収)

第二十五条 道路法第七十三条の規定は、第二十条第一項又は第二十一条の規定に基づく負担金の徴収について準用する。

(不服申立て)

第二十六条 都道府県又は市町村である道路管理者がこの法律に基づいてした処分に不服がある者は、都道府県又は指定市若しくは特定の市(道路法第十七条第二項の規定により管理を行なう市をいう。以下この項において同じ。)である道路管理者がした処分については建設大臣に対して、市(指定市及び特定の市を除く)町村である道路管理者がした処分については都道府県知事に対して審査請求をすることが出来る。この場合には、当該都道府県又は市町村に対して異議申立てをすることもできる。

2 この法律に基づく処分についての異議申立てに対する決定は、当該異議申立てを受理した日から三十日以内になければならない。

(権限の委任)

第二十七条 この法律に規定する道路管理者である建設大臣の権限は、政令で定めるところにより、

地方建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

(道路法の適用除外)

第二十八条 この法律の規定に基づく共同溝の占用に関しては、道路法第三章第三節の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(道路法の一部改正)

2 道路法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第 号)第三条第一項の規定による共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝

(道路整備特別会計法の一部改正)

3 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第五十一条又は」を「第五十一条」に、「第二条第三項ただし書の規定に基づく都道府県の負担金」を「第二条第三項ただし書又は共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第 号)第二十二条第一項の規定に基づく都道府県等の負担金」に、「又は第六十二条の規定による国以外の者の負担金、同法」を「若しくは第六十二条又は共同溝の整備等に関する特別措置法第二十条

第一項若しくは第二十一条の規定による国以外の者の負担金、道路法」に改める。

昭和三十八年二月二十一日印刷

昭和三十八年二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局